

企業会計基準委員会 御中

「企業会計基準公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準(案)等」に関してコメント提出機会をいただいたことに感謝申し上げます。

服部 隆 (CMA、CIIA)

1. 「質問 1 開発にあたっての基本的な方針に関する質問」

国際的な整合性をとるという観点から、基本的な方針については同意いたします。

但し、適用範囲や市場価格のない金融商品(株式、債券)について、IFRS と日本基準で差異があるため、IFRS13 記述をそのまま取り入れると誤解生じる箇所については、修正すべきではないかと考えます。(質問 5 参照)

また、最終基準化にあたっては、従来の算定方法や IFRS13 との相違箇所が明確にわかるような一覧表を開示していただくと非常に有用であると考えます。

2. 「質問 2 適用範囲に関する質問」

同意いたします。

3. 「質問 3-1 時価の定義に関する質問」

同意いたします。国際的な整合性をとるという観点から、また従来の実務ともかけ離れたものでないと判断されるため。

4. 「質問 3-2 期末前 1 か月の平均価額に関する定めの削除に関する質問」

国際的な整合性をとるという観点からは、やむを得ないと思います。

5. 「質問 4 時価の算定単位に関する質問」

同意いたしますが、グループを単位とした時価算定について、どういうケース想定されているのか、具体的な設例を示していただきたいと思います。

6. 「質問 5 時価の算定方法に関する質問」「質問 10 設例に関する質問」

(1)IFRS13 との根本的な差異は、適用範囲が金融商品とトレーディング目的で保有する棚卸資産に限定されていることと、市場価格のない金融商品(株式、債券)の取り扱いについてであると理解しています。

例えば、市場価格のない債券については、今回改正前の「金融商品会計に関する実務指針」第 258 項に、

「なお、将来キャッシュ・フローが約定されている債券等は、市場価格に準じた客観的に測定可能な時価を得ることが難しい市場価格のない株式と異なり、時価を把握することが極めて困難と認められる場合は多くないという意見も多い。また、信用リスクや残存期間等の時価の把握に関連する情報についても、従来に比べ入手しやすくなったという指摘もある。このため、債券等については、市場価格がなく、かつ、その貸借対照表計上額の重要性に比べ時価の測定には過大なコストを要することなどから時価を把握することが極めて困難と認められる場合は限定的であると考えられる。」

とされていたことから、元利金など将来キャッシュ・フローが約定されている私募債については事実上、全て時価評価のうえ貸借対照表価額とすることが強制されていた一方、有価証券でない貸付金については時価評価せず注記で時価を開示。

反対に将来キャッシュ・フローが約定されていないもの、非上場株式や出資金などの資本性金融商品については時価評価せず取得原価を貸借対照表価額とし、注記としても時価は算定せず。

これに対して IFRS では、基本的に元利金の将来キャッシュ・フローが約定されているものは、貸付金も私募債も時価評価せず、注記で時価を開示するのみ。逆に将来キャッシュ・フローが約定されていないもの、資本性金融商品などは全て(無理やり)でも時価算定し時価をもって貸借対照表価額とする。

つまり、IFRS における相場価格のないものの時価算定は、金融商品や棚卸資産に限定しないこともあり、どちらかと言うと将来キャッシュ・フローが約定されていないものの方が多く、IFRS13 はそれを前提とした記載振りとなっているのではないかとの印象を受けます。

例えば IFRS13 では、(市場価格のある株式組入れを前提とした)ポートフォリオ理論や資本資産評価モデル CAPM をベースとした記述が多くみられますが、これは IFRS13 では非上場株式の時価算定にも CAPM をもとに企業価値算定(IFRS13 教育文書「IFRS 第 9 号「金融商品」の範囲内の相場価格のない資本性金融商品の公正価値の測定」参照)したり、日本基準では適用対象外である固定資産減損会計や企業結合会計での資本コスト計算に使用することを想定しているためではないかと思われる。

一方、日本では市場価格のない資本性金融商品(非上場株式、出資金等)は時価算定しませんので、時価算定基準において資本資産評価モデル等による期待収益率の算定方法を記述する必要性は乏しく、逆に市場価格のない資本性金融商品(非上場株式、出資金等)を時価評価するのではないかという誤った印象を与えかねないのではないのでしょうか。

特に、IFRS13 の条項をそのまま取り入れている以下箇所は見直しが必要なのではないのでしょうか。

(見直しとしては例えば、JICPAの業種別委員会報告第 44 号「銀行等金融機関における金融商品の時価等の開示に関する監査上の留意事項」における貸付金の評価技法など、約定キャッシュ・フロー前提とした記載も追加、あるいは置き換えるということも考えられます)

・適用指針第 34 項 (6)の①及び②の「特定の資産又は負債に固有のものではない市場におけるリスク」について

→IFRS13 の B24 でのポートフォリオ理論の 2 種類のリスク「非システムティックリスク」と「システムティックリスク」の説明が省略され、B25 の「資産の期待キャッシュ・フローのシステムティックリスク(すなわち市場)リスク」を言い換えているように見受けられますが、非常に難解ではないかと存じます。

→設例 3、4 では「市場参加者が要求するリスク・プレミアム」と言い換えてますが、そもそも市場価格のない株式等は時価算定対象でなく、また債券や貸付金の場合には信用リスク(PD/LGD 等)などのプレミアム分は確率加重キャッシュフローに織り込み済みのため、記載見直が必要ではないでしょうか。

・適用指針第 34 項 (6)の②の「当該割引率は、リスク資産の価格算定モデル(例えば、資本資産価格モデル(CAPM))を用いて見積ることができる」

→市場価格のある株式を想定した期待運用収益率(資本コスト)算定モデルと思われるので、適用範囲を金融商品などに限定し、かつ約定キャッシュフローのない非上場株式等を時価算定しない日本基準においては、必要性乏しい記載なのではないかと思われます。

(2)負債の時価算定について、基準第 15 項で「負債の不履行リスクとは、企業が債務を履行しないリスクであり、企業自身の信用リスクに限られるものではない」とありますが、

→信用リスク以外に時価算定に反映すべき重要性のあるリスクとは、どのようなものを想定されているのでしょうか。

。「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(案)」の設例でも、信用リスク以外は記載されていないようですし、債務不履行リスクは信用リスクと同義と解されていることが多いのではないかと思いますので。

7.「質問 6 その他の取扱い」

・時価算定適用指針案 第 24 項 第三者から入手した相場価格の利用 について

総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業(銀行、保険会社、証券会社、ノンバンク等)以外の企業に特例認めています、

→金利スワップの時価について適用指針の設例2にあるように、他の金融機関を相手先とするディーラー市場に参加できる企業か、リテール市場のみにしか参加できない企業かで区分し、リテール市場のみにしか参加できない企業には業種や金融資産及び負債の占める割合に関係なく特例認めるべきと考えます。

リテール市場のみにしか参加できない企業にとっては、取引金融機関の提示する時価こそが、まさに出口価格であるからです。厳密には解約時の算定と異なるかもしれませんが、使用するインプットや適用する評価技法は同様のものと考えられますし、もし必要であれば毎期末に解約すると仮定したインディケーションを取引先金融機関に提供してもらうことも可能ではないかと考えられますので。

8.「質問 7 市場価格のない株式等の取扱い」

同意いたします。

時価の算定が極めて困難な、市場価格のない株式等を無理やり時価評価させておきながら、そのインプットであるレベル 3 がまるで悪玉であるかのように、詳細な開示求めるのは本末転倒ではないかと考えられるからです。

市場価格のない株式等は、無理やり時価評価させず、取得原価で計上した方が中立的で、かつ恣意的な損益操作を防止できる

ため、利用者にとって有用であるかと存じます。

9.「質問 8-1 開示項目に関する質問」

IFRS13 と整合性をとる一方、有用性判断されて一部削除されたことについて同意いたします。

利用者にとっては、あまり利用価値のないものかと思われますので。また、IASB でも IFRS13 開示事項の修正について公開草案を発表する計画のようですので、その開示事項見直しをタイムリーに反映していただきたいと思います。

10.「質問 8-2 期首残高から期末残高への調整表に関する質問」

同意いたします。もともと利用者にとって、あまり利用価値のない開示事項なので純額でも構わないと思います。

11.「質問 9-1 適用時期に関する質問」

銀行・証券会社などは顧客へ提供する時価情報の算定システム改修や、顧客へ提供しなければならなくなると想定される評価技法やインプットの内容説明資料等、また IBOR 改革への対応もあり準備に時間かかると想定されるため、強制適用時期は少なくとも 1 年延期すべきではないでしょうか。早期に GAAP 差異解消を望む IFRS 任意適用企業のニーズを満たすためであれば、最終基準公表後に即時の早期適用を可能とすれば事足りるのではないかと思います。また、IASB では IFRS13 開示事項の修正について公開草案を発表する計画のようですので、開示項目の定めについてはさらに 1 年程度適用先送りし、IFRS13 開示項目見直しをタイムリーに取り込んでいただきたいと思います、出したばかりの基準を短期間に再び修正することのないように。

13.「質問 11 その他」

・私募債の取扱について

前述のとおり、市場価格のない株式等のほか、IFRS と日本基準で時価評価するか否かの差異について、利用者が特に留意しなければならないのは、市場価格のない債券(私募債等)かと存じます。

IFRS で市場価格のない債券は元利キャッシュフローが固定されており、貸付金と同様に時価評価されません(償却原価)が、日本基準では経済実態は貸付金と近似しているのに、時価評価が強制されてしまいます。

国際的な整合性をとるという観点からすると、法定形式にとらわれずに、市場価格のない債券も経済実態に即して貸付金と同様に時価評価すべきではないと考えます。(金融商品会計の分類・測定に関する定めの見直し)

・四半期財務諸表での開示について

簿価が著しく変動した場合に同程度に時価が変動した場合は開示不要にすべきと思います。

利用者をミスリードしますし、簿価の増減はバランスシートをみれば一目瞭然です。逆に、簿価はあまり変動しなくても、時価と簿価の差額が著しく変動した場合には開示を求めるのが利用者にとって有用と考えます。

・市場価格のない有価証券を原資産としたデリバティブ

原資産が市場価格のない株式等の場合に、当該デリバティブも当然時価評価不要と理解していますが、不明確なのではないでしょうか。例えば市場価格のない株式を原資産とするオプションは、市場価格のボラティリティデータ自体が存在し得ないので、オプション価値計算不要かと存じます。(非上場の種類株式に付された買取・償還オプションなど)

・「相場価格」と「市場価格」の違いについて

「市場価格」は、取引所市場や店頭市場での価格を指すのか、相対市場も含むのかどうか。もし相対市場も含むのであれば「相場価格」と同じ意味になるのではないのでしょうか。従来基準では「時価」は「市場価格」と「合理的算定価格」の二つに区分されていたので、余計紛らわしいのではないかと感じます。

また、そもそも「相場価格」は IFRS13 の Quoted Price のことかと思われませんが、IFRS13 では市場価格 (Market Price) は基準本文では使用されていないようですので、IFRS と同様に「相場価格」に統一されたいかがでしょうか。

どうしても双方使い分けるのであれば、「相場価格」と「市場価格」の違いについて、明確な定義を記載すべきではないでしょうか。

・第三者から入手した相場価格の利用について

金利スワップの場合、実際に取引金融機関等から入手するのは、相場価格 Quoted Price というよりも、観察可能な「相場価格」を基に取引金融機関等の評価技法を用いて算定された「時価」そのものと思われるので、日本語として「相場価格」を使用することに違和感ある印象受けます。

金利スワップの Quoted Price であれば、通常は固定金利サイドの金利そのものを指すと誤解されるため、「第三者から入手した「時価」の利用」、と言い換えるか、「第三者から入手した相場価格等の利用」とされたいかがでしょうか。

・デリバティブの不履行リスク(xVA)考慮について

本基準案や適用指針案に明確な記載がないように見受けられますが、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(案)」の金融業の開示例には、デリバティブの箇所に「…また、取引相手の信用リスク及び当社自身の信用リスクに基づく価格調整を行っている…」と記載あり、これは金融業のうち、他の金融機関を相手としたディーラー市場の参加者が保有するスワップの価には、xVA考慮しなければならない、ということでしょうか。

また今回改正前の実務指針において、第 103 項の(4)「企業自体の信用リスク及び取引相手先の信用リスクは、原則として、時価評価に当たって加味する。」と、第 293 項の「…ただし、自らの信用リスクや相手先の信用リスクを時価に反映することが実務上困難な場合には、重要性があると認められる場合を除いて、これらを加味しないことができる。」の両条項が削除されたため、「時価評価に当たって加味する」ことが削除されたのか、「実務上困難な場合には…加味しないことができる」ことが削除されたのか不明確なため、時価算定を定める本基準案(例えば結論の背景)にて解説いただくと有用なのではないでしょうか。

以上